

適正化

初任運転者への対応について

⚠ 新たに運転者を雇入れた際の指導は大丈夫ですか？

平成 29 年 3 月 12 日から運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正されております。巡回指導においても指導・監督指針に関する項目について「不適切」となる事業者が増えており、違反となると警告や場合によっては 10 日以上車両停止の行政処分となります。

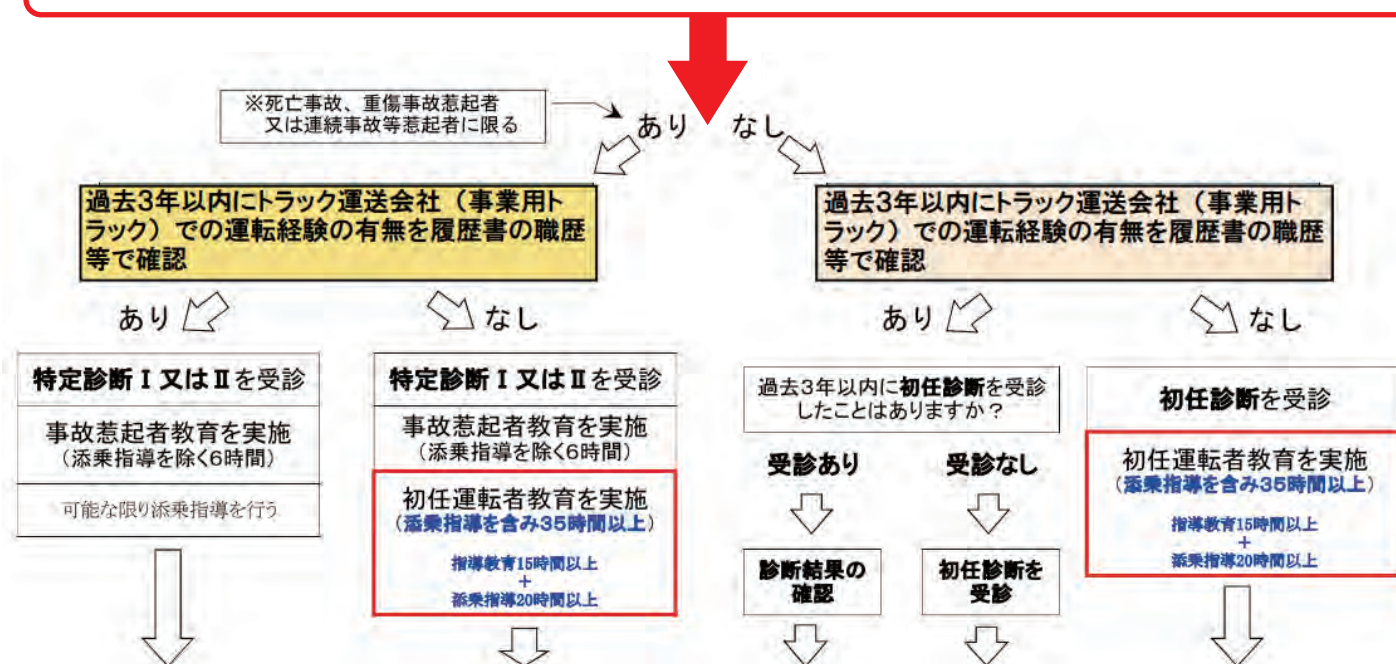
以下の「トラック運転者新規雇入れ時の確認事項」を参考にしながら、今一度、内容を理解し、適切な指導・監督を行って頂きますようお願い申し上げます。



トラック運転者新規雇入れ時の確認事項

過去 3 年間の事故歴を自動車安全運転センターが発行する

『**運転記録証明書**』を取得して把握 ※少なくとも過去 3 年間の記録



運転者の健康状態を雇入れ時の健康診断を受診し把握→運転者台帳へ記載

※雇入れ時の健康診断を受診させましょう。以前の会社等で過去 3 か月以内に健康診断を受診していればその診断結果が使用できます。

乗 務 開 始



CHEK

初任運転者は「指導の指針」に基づき **35 時間（指導教育 15 時間 + 添乗指導 20 時間）**以上の時間で実施し、**必ず記録を作成・保存（3年間）**してください。